

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700102号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700026号

第1 結論

平成12年4月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成14年1月まで

私は、請求期間の国民年金保険料について、社会保険事務所(当時)から納付することを促され、私の母に納付してもらったので、納付したことを認めてほしい旨の訂正請求を5回行ったが、訂正是認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることにどうしても納得できないので、再度訂正請求した。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の母は、請求者に代わり請求期間の保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成27年12月2日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求において、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いたことのほかに、保険料を納付してもらったお礼に、食事をした商業施設の名称を挙げて、請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと主張して、再度訂正請求を行ったが、i) 請求者の母から陳述を得ることができないこと、ii) 保険料を納付してもらったお礼に請求者が請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと陳述していることについては、請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に平成28年5月26日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されて

いる。

さらに、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容で、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったと主張して、再度訂正請求（3回目）を行ったが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成28年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

加えて、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、「母が更に更に記憶が鮮明に納めたことを思い出したようです。」と主張して再度訂正請求（4回目）を行ったが、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母に鮮明になったとする記憶について照会したところ、請求者の母は、平成14年1月に請求期間に係る保険料20万円以上を一括してA社会保険事務所（現在は、A年金事務所）の国民年金の窓口で納付し領収書を受け取った旨回答しているが、制度上、同年1月に現年度保険料を含む請求期間の保険料を一括して社会保険事務所において納付することはできないなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成29年2月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったのは平成14年1月28日であったと具体的な日付を挙げ、再度訂正請求（5回目）を行ったが、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母に対して、納付した日付が平成14年1月28日と具体的に判明した理由について照会したところ、請求者の母は、普段の仕事のある日は慌ただしいので絶対に店休日である月曜日にしか雑事はこなさない。平成13年12月中に息子に頼まれていたが、年末年始は忙しかったり、成人の日があったり、天気が悪かったりでノビノビになって平成14年1月の最終日になった。A社会保険事務所の受付で男性や女性と会話したことを覚えている。そこで書類一式を渡し、たんす預金からの25万円と、自分の財布から約4万円を払った。当時貯金のない息子のための出費を絶対忘れるわけがない旨回答しているが、制度上、平成14年1月28日に現年度保険料を含む請求期間の保険料を一括して社会保険事務所において納付することはできない上、A年金事務所は、平成14年1月28日に請求者の母が来所した事蹟や請求期間に係る国民年金保険料を納付した事蹟はない旨回答しているなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成29年7月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、追加の記憶及び新たな資料があるとして、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者は年金記録訂正請求書に追加の記憶があると記載していることから、その記憶について照会をしたところ、その回答書に記載された内容は、これまで請求者が主張していた内容と同様である上、請求者から新たな資料として提出された新聞の切り抜き4枚においては、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として確認することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母に対し、前回の訂正請求時に行った照会に対する回答書に変更又は追加する内容があるか否かについて照会をしたところ、

請求者の母は、請求者の代筆による回答書により、変更又は追加する内容がある旨回答しているものの、その具体的な内容が記載されていなかったことから、請求者の母に再度照会したが、その回答書には変更又は追加する内容が記載されていなかった上、国民年金法における請求者の保険料の連帯納付義務者である請求者の父に対し、請求期間の保険料納付について照会したが、その回答書から新たな事情を得ることはできなかったなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700209号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から平成13年8月11日まで

請求期間について、給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、日本年金機構から送られてきた「ねんきん定期便」に記載されている保険料納付額よりも高い額となっているので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、オンライン記録により、請求期間に厚生年金保険の被保険者及び厚生年金基金の加入員であることが確認できることから、請求期間において、事業主により各月の給与から国に納付する厚生年金保険料及び厚生年金基金に納付する厚生年金基金の掛金を控除されることになるところ、「ねんきん定期便」の保険料納付額欄には、国に納付された厚生年金保険料額のみが記載されることとなっており、請求者から提出された給与支給明細書の厚生年金保険料欄には、事業主の回答により、厚生年金保険料及び厚生年金基金掛金の合算額が記載されていることが確認できることから、給与支給明細書の厚生年金保険料額の方が「ねんきん定期便」に記載された保険料納付額よりも高額となる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間のうち、昭和58年4月から平成8年4月までの期間及び同年6月から平成13年7月までの期間について、オンライン記録における請求者の当該期間に係る標準報酬月額に基づき、請求者が加入していたC厚生年金基金の免除保険料率及び請求者から提出された給与支給

明細書により確認できる同基金の独自給付に係る掛金率から算出した額を「ねんきん定期便」に記載された保険料納付額に加算した額は、給与支給明細書の厚生年金保険料額と一致することが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 8 年 5 月について、その月の厚生年金保険料は、その前後の月に比べて 700 円多いところ、当該額は、同年 6 月分の給与支給明細書により、支払済手当（成果配分賞与）に係る厚生年金保険の特別保険料（平成 15 年 4 月 1 日に廃止）であることが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の記録訂正の対象とはならない上、700 円を除いた厚生年金保険料額は、上記と同様に一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求者から提出された給与支給明細書において、請求期間に係る各月の支給総額及び控除総額は確認できるものの、事業主は、請求期間当時の賃金規程に係る資料を保存しておらず、支給項目及び控除項目の一部について、詳細は不明と回答しており、本来、事業主が届出に必要とされる対象月の報酬月額を確認できないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。